

居宅介護(介護予防)支援事業者の指定等について

居宅介護(介護予防)支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されています。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

[更新]

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	いしいさん家の介護相談室	習志野市 東習志野 5-23-1	有限会社 オールフォ アワン	居宅介護 支援	令和6年 5月1日	
2	宝ケアプラン	習志野市 津田沼 7-5-16	有限会社 宝サポート	居宅介護 支援	令和6年 5月1日	
3	SOMPOケア 習志野大久保 居宅介護支援	習志野市 大久保 2-7-28 MST 習 志野3階	SOMPOケ ア株式会社	居宅介護 支援	令和6年 7月1日	
4	レンティケア サービス習志野	習志野市 芝園 2-6-7	株式会社 レンティ	居宅介護 支援	令和6年 7月1日	